

専決事項の指定についての一部改正について
専決事項の指定についての一部を次のように改正する。

令和6年3月27日提出

議会議員	山	口	政	哉
同	安	藤	好	幸
同	柳	沢	潤	次
同	友	田	宗	也
同	松	長	由	美
同	石	川	麻	央
同	谷	津	英	美
同	塚	本	昌	紀
同	原	田		建
同	森	井	健	太
同	西	川	誠	志
同	甘	粕	和	彦

専決事項の指定についての一部改正について

専決事項の指定について（昭和45年3月27日議決）の一部を次のように改正する。

第1項中「50万円以内」を「100万円以内」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に係る和解に関すること。
- 3 金銭債権に係る100万円以下の訴えの提起

附 則

この議決は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由

この議案を提出したのは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定する市長において専決処分することができる事項を追加する等のため、所要の改正をする必要による。